

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中部地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 13 件 |
| 国民年金関係 | 3 件 |
| 厚生年金関係 | 10 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 10 件 |
| 国民年金関係 | 4 件 |
| 厚生年金関係 | 6 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年7月から同年9月までの国民年金保険料（付加保険料を含む。）については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年5月から50年11月まで
② 昭和56年7月から同年9月まで

私は、婚姻（昭和37年5月）した頃に、A市B区役所で国民年金の任意加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料については、2、3か月ごとに集金人に納付していた。申立期間②の保険料については、送られてきた納付書で2、3か月ごとに近所の金融機関で納付していたので、3か月のみ未納にしたような覚えは無い。婚姻した頃の任意加入手続の詳細、申立期間①及び②の保険料の納付金額までは覚えていないが、申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及び国民年金被保険者台帳によると、申立人に対しては、国民年金手帳記号番号の払出しが2回確認できる。1回目は、昭和36年1月12日にC市において、資格取得日を35年10月1日（国民年金制度発足時）に強制加入被保険者として払い出されており、この国民年金手帳記号番号に基づく国民年金被保険者資格は、婚姻日である37年5月*日付けで、A市B区において資格喪失していることが確認でき、2回目は、資格取得日を50年12月25日に任意加入対象者として、同市同区で払い出されていることが確認できる。申立期間②については、2回目に払い出された国民年金手帳記号番号に基づく国民年金被保険者期間であるところ、この資格取得日（同年12月25日）を基準とすると、申立期間②の国民年金保険料は現年度保険料として納付することが可能であった。

また、申立人は、昭和50年12月25日付けで任意加入により国民年金被保

険者資格を取得してから60歳到達時まで、申立期間②を除き国民年金保険料の未納は無く、申立期間②前後の保険料は、現年度保険料として付加保険料と併せて納付されていることが確認できることから、納付意識の高かった申立人が申立期間②の3か月分の保険料（付加保険料を含む。）を現年度保険料として納付しなかったとは考え難い。

一方、申立期間①の国民年金保険料については、申立人は、婚姻（昭和37年5月）した頃に、A市B区役所で国民年金の任意加入手続を行ったとしているものの、その詳細は覚えていないとしており、申立期間①に係る任意加入手続の状況は不明である。

また、前述のとおり、国民年金被保険者台帳によると、1回目に払い出された国民年金手帳記号番号に基づく国民年金被保険者資格は、昭和37年5月*日付けで婚姻後に資格喪失手続が行われたことが記録されており、同記号番号に基づく被保険者資格が任意加入対象者として再取得された形跡は確認できず、このことは、申立人が所持する国民年金手帳の国民年金の記録欄の記載内容とも符合する。これらのことから、申立人は婚姻により任意加入対象者となったことに伴い資格喪失手続を行ったことがうかがわれ、申立期間①において国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することができなかったものとみられる。

さらに、申立期間①については、A市の国民年金被保険者名簿においても、申立人が国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年7月から同年9月までの国民年金保険料（付加保険料を含む。）を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から38年3月まで

私は、母親から、20歳から国民年金保険料を納付する義務があるから、欠かさず納付するようと言われていたこともあり、保険料の納付は一度も欠かしたことはない。申立期間については、母親が、私が20歳になってすぐに国民年金加入手続を行い、私が渡していたお金で保険料を納付してくれていたと思う。昔のことなのではっきり覚えていないこともあるが、きちんと納付しているはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く60歳到達までの34年余りの国民年金加入期間(第3号被保険者期間を除く。)において、国民年金保険料の未納は無いことから、申立人の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立人は、20歳になってすぐに母親が国民年金加入手続を行ってくれたと思うとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和38年7月15日付けでA市において母親と連番で払い出されていることから、この頃に母親が申立人の国民年金加入手続を行い、この加入手続の際に、申立人が20歳に到達した37年*月*日付けで国民年金被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間の国民年金保険料については過年度保険料として遡って納付することが可能であった。

さらに、申立人は、20歳から婚姻（昭和43年8月）する少し前までの期間については、母親が、申立人の渡していたお金で国民年金保険料を納付してくれていたと思うとしているところ、当該期間の保険料は申立期間を除き未納は無い上、前述のとおり、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出され、申立人の保険料を納付していたとする母親は、申立期間の保険料を納付していることから、母親が自身の保険料と併せて、申立人の申立期間の保険料を納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

中部（三重）国民年金 事案 3661

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から同年11月までの期間、51年1月から同年3月までの期間及び52年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年11月まで
② 昭和38年7月から39年3月まで
③ 昭和51年1月から同年3月まで
④ 昭和52年7月から同年9月まで

私は、昭和36年頃、回覧板で国民年金制度を知り、A市B区（現在は、同市C区）で加入手続をした。申立期間①及び②当時は、夫が亡くなった（32年*月）後で、月100円ぐらいの国民年金保険料を集金人に納付していたが、2、3年たって、集金人から無理して納付しなくてもいいとの説明を受け、その後、再婚（49年10月）するまでは納付しなかった。申立期間③及び④当時は、再婚後で、同市C区で私が夫婦二人分の保険料を集金人が納付書のどちらかで納付していたが、保険料額や納付周期は覚えていない。役所に言われたとおり未納とにならないよう納付したはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和37年4月28日付けでA市B区において払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、資格取得日を36年4月1日（国民年金制度発足当初）とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間①から④までは国民年金に加入しており、当該期間の国民年金保険料は、現年度保険料あるいは過年度保険料として納付すること

が可能であった。

また、申立期間①のうち、昭和 37 年 4 月から同年 11 月までの国民年金保険料については、申立人は、集金人に月 100 円ぐらいの保険料を納付していたとしているところ、申立人の主張は、当時の保険料額及び納付方法とも一致している上、当該期間後の保険料の納付記録が確認できることから、申立人が国民年金加入手続を行ったとみられる同年 4 月以降、集金人が申立人宅に訪れていたことが推察されることを踏まえると、申立人が申立期間①のうち、同年 4 月から同年 11 月までの保険料については集金人に納付していたと考えても不自然ではない。

さらに、申立期間③及び④の国民年金保険料については、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によると、申立人は、申立期間③及び④の間の昭和 52 年 1 月に、42 年 1 月から 45 年 6 月までの 42 か月に及ぶ免除期間の保険料を追納していることが確認でき、当時、保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。オンライン記録によると、申立期間③及び④前後の期間の保険料は、現年度保険料として納付されていることが確認できるほか、申立人が自身の分と一緒に納付していたとする夫の当該期間の保険料は納付済みとされていることから、申立人が申立期間③及び④の保険料を夫の分と一緒に納付したと考えても不自然ではない。

一方、申立期間①のうち、昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、前述のとおり、申立人の国民年金加入手続は同年 4 頃に行われていることから、同年 3 月までは、申立人は国民年金に未加入であった上、申立人は、遡って保険料を集金人に納付した覚えが無いとしており、申立期間①のうち、36 年 4 月から 37 年 3 月までの保険料が納付されたとは推認することができない。

また、申立期間②については、申立人は、集金人から生活が大変なら無理して国民年金保険料を納付しなくてもいいとの説明を受け、その後、保険料を納付しなかったとしているところ、申立人は集金人から説明を受けた時期を覚えておらず、いつの時点から保険料を納付しなくなったのか明確でないことから、当時の保険料の納付状況は不明であり、申立人が申立期間②の保険料を納付したとは推認することができない。

さらに、申立人が申立期間①のうち、昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間及び申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 4 月から同年 11 月までの期間、51 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 52 年 7 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和27年12月30日）及び資格取得日（28年4月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年12月30日から28年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社において昭和26年11月1日に厚生年金保険の資格を取得し、27年12月30日に資格を喪失後、28年4月1日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人は、申立期間における出来事及びA社における勤務について詳細に記憶している上、同社の同僚が、「申立人は、申立期間において、普通に会社に来ていた。」と証言していることから、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記同僚は、「申立期間及びその前後の期間において、申立人の業務に変更は無く、経理の仕事をしていた。」と証言している。

さらに、A社に係る申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間において厚生年金保険の被保険者期間でない期間が確認できる者は申立人のみであることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立期間前後の昭和27年11月及び28年4月の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の元事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険出張所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険出張所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険出張所は、申立人に係る昭和27年12月から28年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険出張所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和20年10月30日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を保険出張所（22年5月以降は、社会保険出張所）に対して行ったことが認められ、かつ、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は23年3月1日であったと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和20年10月から21年3月までは30円、同年4月から同年7月までは210円、同年8月から22年5月までは330円、同年6月から23年2月までは500円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月30日から23年3月1日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において、同社で勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は昭和20年10月30日と記載されているものの、資格喪失日が記載されていないため、申立人の基礎年金番号に統合されていない被保険者記録が確認できる上、申立人のほかにも、資格喪失日が記載されていない同僚が複数人確認できる。

一方、B社から提出されたC健康保険組合の組合員に係る台帳（以下「組合台帳」という。）により、申立人の同組合における資格取得日は昭和20年10月30日、資格喪失日は23年3月1日と記載されていることが確認できる。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、資格喪失日が記載されておらず、かつ、組合台帳に資格喪失日が記載されている複数の同僚は、当該健康保険組合における資格喪失日とオンライン記録の厚生年金保険の資格喪失日が一致することが確認できる。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人及び複数の同僚の資格喪失日が記載されていない理由について、日本年金機構D事務センターは、「厚生年金保険被保険者名簿について、申立人及び複数の同僚に資格喪失日が記載されていない理由は、不明である。」と回答しており、申立期間当時、社会保険出張所における厚生年金保険の記録管理が適切に行われていなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和20年10月30日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を保険出張所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は23年3月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金保険被保険者名簿及び組合台帳における標準報酬等級の記録から、昭和20年10月から21年3月までは30円、同年4月から同年7月までは210円、同年8月から22年5月までは330円、同年6月から23年2月までは500円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は1万円、申立期間②は4万円、申立期間③及び④は4万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 17 日
② 平成 17 年 8 月 12 日
③ 平成 17 年 12 月 16 日
④ 平成 18 年 8 月 11 日

申立期間について、賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、賞与の記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳及び申立人から提出された預金通帳の写しにより、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①は1万円、申立期間②は4万円、申立期間③及び④は4万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8185

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（B工場）における資格喪失日に係る記録を昭和51年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月31日から同年6月1日まで

A社B工場から同社C営業所に異動した際に、申立期間が厚生年金保険被保険者となっていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答、同社B工場から提出された社会保険台帳、雇用保険の記録及び複数の同僚の証言により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和51年6月1日に同社B工場から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における厚生年金保険被保険者原票の昭和51年4月の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和51年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和39年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月21日から40年2月22日まで

私がA社C工場から同社B工場に異動した際の厚生年金保険被保険者記録が被保険者でない期間となっていることに納得できない。調査して、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録並びに申立人から提出された給与明細書及び辞令により、申立人は、A社に継続して勤務し（同社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人から提出された辞令によると、申立人は昭和39年12月6日にA社C工場から同社B工場に異動していることが確認できるところ、同社の元担当者が、「A社では、社会保険の手続は、実際の異動日に関わらず給料の締日に合わせて21日付けで行っていた。」と回答していることから、申立人の同社B工場における資格取得日に係る記録を同年12月21日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書の保険料控除額及び申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和40年2月の記録から2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについ

ては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

中部（静岡）厚生年金 事案 8187

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①及び②は37万5,000円、申立期間③は38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月12日
② 平成17年12月16日
③ 平成18年8月11日

申立期間について、賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、賞与の記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①及び②は37万5,000円、申立期間③は38万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

中部（三重）厚生年金 事案 8188

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成17年1月20日に、資格喪失日に係る記録を同年2月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年1月20日から同年2月12日まで

A社に勤務した申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。給与支給明細書を提出するので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支給明細書及びA社から提出された平成17年分賃金台帳により、申立人は申立期間に同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与支給明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、「資料が無いため、不明である。」と回答しているものの、申立期間におけるオンライン記録の健康保険整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行

われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和22年10月30日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

申立期間②について、申立人のA社C工場における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和27年7月1日、資格喪失日は同年10月25日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年10月30日から同年11月1日まで
② 昭和27年7月1日から同年10月25日まで

昭和21年11月26日にA社へ入社し、52年12月18日に退職するまで継続して勤務していた。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された人事記録により、申立人は、同社に継続して勤務し（同社D工場から同社B工場に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記人事記録によると昭和22年10月26日とされており、申立人は当該期間において、既にA社B工場に勤務していたと認められることから、同社D工場における資格喪失日である同年10月30日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者臺帳の昭和22年11月の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険出張所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、A社から提出された人事記録（同社C工場に昭和27年7月1日異動、同社D工場に同年10月25日異動）及び申立人の雇用保険の記録により、申立人は、同社C工場に勤務していたことが認められる。

また、A社C工場に係る厚生年金保険被保険者名簿には、オンライン記録に収録されていない申立人と同姓同名で生年月日が一致する厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和27年7月1日、資格喪失日は同年10月25日）が確認できる。

さらに、当該被保険者名簿における厚生年金保険被保険者記録の資格取得日及び喪失日は、上記人事記録の異動日と一致する上、当該被保険者名簿に記載されている厚生年金保険の記号番号は、申立人の基礎年金番号と一致することから、オンライン記録に収録されていない当該厚生年金保険被保険者記録は、申立人の記録であると判断できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和27年7月1日に被保険者資格を取得し、同年10月25日に資格を喪失した旨の届出を社会保険出張所に行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

中部（三重）厚生年金 事案 8190

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和50年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月28日から同年3月1日まで

A社からB事業所へ異動になった際の申立期間について、厚生年金保険被保険者期間となっていないが、継続して勤務していたことは間違いないので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同時期に異動した複数の同僚の年金記録及び証言により、申立人がA社及び同社のグループ企業であるB事業所に継続して勤務し（A社からB事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同時期にA社からB事業所に異動した同僚の厚生年金保険被保険者記録から判断して、昭和50年3月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における厚生年金保険被保険者名簿の昭和50年1月の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、申立人の資格喪失日が昭和50年2月28日と記載されていることから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社

会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に
充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る
保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（三重）厚生年金 事案 8191

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和50年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日まで

A社からB事業所へ異動になった際の申立期間について、厚生年金保険被保険者期間となっていないが、継続して勤務していたことは間違いないので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録並びに申立人と同時期に異動した複数の同僚の年金記録及び証言により、申立人がA社及び同社のグループ企業であるB事業所に継続して勤務し（A社からB事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同時期にA社からB事業所に異動した同僚の厚生年金保険被保険者記録から判断して、昭和50年3月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における厚生年金保険被保険者名簿の昭和50年1月の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、申立人の資格喪失日が昭和50年2月28日と記載されていることから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当

時)は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（愛知）国民年金 事案 3662

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月から51年3月まで

私は、厚生年金保険の適用されていない会社に勤めていたので、婚姻（昭和48年10月）前に、妻がA社会保険事務所（当時）で国民年金の加入手続を行い、B市C区役所で毎月夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。私も妻も、保険料額はいくらだったか覚えていないが、国民年金手帳に印鑑を押してもらっていたことは覚えている。妻の昭和49年度の保険料については、出産のために納付できなかったことは承知しているが、私の保険料は国民年金に加入後は継続して納付していたので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻（昭和48年10月）前に、妻が申立人の国民年金加入手続をA社会保険事務所で行い、国民年金保険料も妻がB市C区役所で毎月納付したとしている。しかしながら、申立期間当時、i) 国民年金の加入手続は、通常、市区町村役場で行うこととされていたこと、ii) 同市の保険料の納付方法は、通常、50年3月までは、集金人（国民年金推進員）が被保険者宅を訪問し集金を行う印紙検認方式であり、同年4月からは納付書方式に変更されている上、申立期間を通して納付周期は3か月単位であったことから、申立人の主張は、同社会保険事務所及び同市の当時の取扱いとは相違する。

また、国民年金受付処理簿における申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況によると、申立人の国民年金加入手続は、昭和51年8月頃に初めて行われたものと推認され、この加入手続の際に、48年8月1日まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立人は、申立期間当時において国民

年金に未加入であり、妻が申立人の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、上記加入手続時期（昭和 51 年 8 月頃）において、申立期間のうち、48 年 8 月から 49 年 6 月までの国民年金保険料については、既に 2 年の時効が成立しており、遡って納付することはできなかつたものと考えられる上、同年 7 月から 51 年 3 月までの保険料については過年度保険料として納付することは可能であったものの、妻は保険料を遡って納付した覚えは無いとしていることから、当該期間の保険料を過年度保険料として納付していたとまでは推認することはできない。

加えて、申立人は、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付しており、妻の保険料は昭和 49 年度を除き納付済みとされているのに、自身の保険料が未納になっているのはおかしいとしている。しかしながら、国民年金受付処理簿における妻の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況によると、妻の国民年金加入手続は、昭和 49 年 3 月頃に行われたものと推認され、その際、48 年 8 月 1 日（厚生年金保険被保険者資格喪失日、平成 18 年 8 月に昭和 48 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日に変更）を資格取得日とする事務処理が行われたものとみられる。このため、妻は、同年 8 月（保険料は、平成 18 年 9 月に還付済み。）から保険料納付を開始しており、申立期間当時、国民年金に未加入であった申立人とは状況が異なることから、申立期間に係る妻の保険料が昭和 49 年度を除き納付されていることをもって、申立人の保険料について納付していたとまでは推認することはできない。

このほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年2月

母親によると、私が20歳になった日か翌日ぐらいに、A市の職員が自宅に来て、私の国民年金の加入勧奨を行った。その際、私は学生であり、3月下旬に就職を控えているが国民年金に加入しなければならないかと尋ねたところ、同職員から「1か月であっても加入してもらいます。」と言われたので、その場で、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付したとのことである。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金加入手続及び国民年金保険料納付を行ったとする母親は、申立人が20歳になった日か翌日ぐらいに、A市の職員が自宅に国民年金の加入勧奨に訪れ、その場で申立期間の保険料を納付したとしている。しかしながら、同市によると、申立期間当時、20歳に到達する者に対する国民年金の加入勧奨は、20歳到達月の前月後半に加入勧奨文書と加入申込書を兼ねた往復はがきにより行っていたとしており、仮に、自宅に訪問した際に加入手続をすることになったとしても、国民年金手帳記号番号が付番されていないので、国民年金保険料をその場で収納することは考え難いとしていることから、母親の主張は、当時の同市における加入勧奨及び収納事務の取扱いとは相違する。

また、オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、婚姻後に転居したB市C区を管轄する社会保険事務所（当時）において払い出されており、オンライン記録における申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の資格取得状況から、申立人の国民年金加入手続は、平成6年6月頃に行われ

たものと推認される。このことは、申立人の国民年金被保険者資格に係る事務処理が、同年6月21日付けで5年3月21日（厚生年金保険被保険者資格を喪失した日の翌日）に遡って行われていることとも符合する。このため、申立人は、申立期間において、国民年金に未加入であり、申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（愛知）国民年金 事案 3664

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から同年6月まで

私の国民年金加入手続や国民年金保険料納付は妻が行ってくれていた。妻は亡くなっているため私では分からないこともあるが、夫婦二人分の保険料に未納があるとのことで、妻に保険料を納付するように伝え、妻が夫婦二人分の保険料を遡ってまとめて納付したことを覚えている。保険料を納付できる期間は全て納付したはずであり、当時、妻と保険料を納付したという話をしたことも覚えているので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする妻は既に亡くなっていることから、申立期間に係る国民年金加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金受付処理簿における申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号(夫婦連番)前後の任意加入被保険者の資格取得状況及びオンライン記録によると、申立人及びその妻の国民年金加入手続は、昭和42年8月頃に行われたものと推認され、夫婦共に40年4月1日に被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。

さらに、申立人は、妻が国民年金の加入手続を行い、当時未納であった夫婦二人分の国民年金保険料を、妻が遡ってまとめて納付したとしている。オンライン記録によると、申立人の申立期間直後の昭和40年7月から42年3月までの保険料については、納付されていることが確認でき、このことは、前述の加入手続時期(同年8月頃)において、時効が成立していない期間であったため、夫婦共に過年度保険料として遡って納付したと推認できることから、申立人の

保険料納付の記憶は、当該期間に係るものと考えられ、申立期間の保険料については、既に2年の時効が成立していたため、妻は遡って保険料を納付することはできなかったものとみられる。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から48年3月まで

私の国民年金加入手続は、私が20歳になった時に母親が行ってくれたと思う。国民年金保険料は、母親からお金を渡され、私がA市役所へ納付に行き、年金手帳に印を押してもらっていた記憶があるし、母親が納付してくれたこともあった。昔のことなので覚えていないことが多いが、未納無く保険料を納付していると思うので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続に直接関与しておらず、20歳になった頃に母親が国民年金加入手続を行ってくれたと思うとしているものの、これを行ったとする母親は既に亡くなっていることから、申立期間に係る国民年金加入手続の詳細は不明である。

また、手帳番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年10月7日付けでA市に払い出されており、これ以外に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、申立人の国民年金加入手続は、同年10月頃に初めて行われたものと推認され、この加入手続の際に、資格取得日を遡って、43年*月*日（20歳到達日）とする事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間当時は国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、前述の加入手続時期（昭和50年10月頃）において、申立期間の国民年金保険料については、既に時効が成立しており納付できず、国民年金被保

険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿において、申立期間直後である 48 年 4 月から 49 年 3 月までの保険料が、加入手続後に遡って過年度保険料として納付されていることから、当時、申立人は時効が成立しておらず納付可能な保険料を遡って納付したものと考えられる。

加えて、A市の国民年金被保険者名簿においても、申立期間の国民年金保険料が納付された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8192（愛知厚生年金事案 5525 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年から22年までのうちの約12か月
② 昭和22年から23年までのうちの約12か月

私は、A社及びB社に、それぞれ約1年勤務したと記憶しているが、厚生年金保険の被保険者記録が両社共に1か月しかないのに納得がいかないので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立てについては、i) 同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の元事業主（申立期間当時の事業主の子）は、「申立人の勤務については、資料が無いため不明。」と証言していること、ii) 同社の複数の同僚に照会したが、申立人が申立期間に同社に勤務していたとする証言を得ることはできないこと、また、B社に係る申立てについては、iii) 同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主及び役員は所在が明らかでなく、申立期間当時に同社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚に照会しても、申立期間当時に申立人が同社に勤務していたとする証言を得ることはできないこと、iv) オンライン記録の厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日は、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳における資格取得日及び資格喪失日の記録と一致していることなどから、既に年金記録確認愛知地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成23年3月24日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「新たな資料や情報は無いが、勤務していたことは確かであり、前回の審議結果に納得できないので、再度調査してほしい。」と主張し、再度申立てを行っている。

また、申立人は、「日本年金機構の記録は記載誤りの可能性があり、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳等だけでなく、裏付資料として、厚生年金保険被保険者資格取得届及び資格喪失届についての確認が必要である。」と主張している。

しかしながら、日本年金機構は、厚生年金保険被保険者資格取得届及び資格喪失届の保存期限が2年であることから、A社及びB社に係る資格取得届及び資格喪失届は廃棄済みである旨回答している。

また、A社及びB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を改めて確認したが、申立期間において、現在記録されている被保険者記録以外に、申立人の記録は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無く、申立人と類似した氏名の被保険者記録も確認できない。

さらに、A社及びB社の複数の同僚に改めて照会したが、申立期間当時におけるA社及びB社の厚生年金保険の取扱いに係る証言を得ることはできない。

加えて、口頭意見陳述において、申立人から申立期間当時の状況等について陳述を受けた上で検討を行ったが、厚生年金保険料を控除されていたと認める具体的な事情は見当たらない。

このほか、年金記録確認愛知地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から同年 9 月頃まで
高校を卒業後、昭和 35 年 4 月 1 日にA社に就職し、同年 9 月頃退職した。
先輩社員を記憶している。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の出身高校は、申立人の同校卒業後の就職先はA社と記録されていると証言している上、申立人の記憶する同僚は、同社において、申立期間に係る被保険者記録が確認できることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、前述の同僚は死亡しており、申立人は同人以外の同僚を記憶していないため、申立人の申立期間に係る勤務実態について確認できない。

また、商業登記簿謄本によれば、A社は平成 20 年 12 月*日に清算終了しており、申立期間当時の事業主は死亡している上、同社とグループ会社であったB社は、「A社の資料を保管しているが、昭和 58 年から平成 20 年までの一部のものであり、申立人については何も資料が無い。当時の事情を知る人は死亡又は退社して居所不明のため、申立人の勤務期間等について確認することができず、申立期間に係る届出及び保険料控除についても不明である。」と回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（石川）厚生年金 事案 8194

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月頃から9年7月21日まで
私は、A社に平成7年4月頃から、同社が倒産するまで勤務した。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主の回答及び雇用保険の記録により、申立人は、申立期間において、同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、元事業主は、「A社は既に倒産し、当時の資料は処分済みのため、厚生年金保険の取扱いについては不明。」と回答している上、複数の同僚に照会したが、申立人の保険料控除についての証言は得られず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、B市から提出された資料によると、申立人は、申立期間を含む平成5年4月5日から9年9月1日まで国民健康保険の被保険者であったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（静岡）厚生年金 事案 8195

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

私は、昭和 33 年 4 月 1 に A 社に入社したが、厚生年金保険被保険者資格の取得日が同年 6 月 1 日とされているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る資料を管理している B 社から提出された人事記録により、申立人の入社日が昭和 33 年 4 月と記録されていることから、申立人は申立期間に A 社に勤務していたことが認められる。

しかし、B 社から提出された人事記録において、申立人と同様に昭和 33 年 4 月入社と記録されている同僚 5 人のうち、同年 4 月 25 日に別の事業所で被保険者資格を喪失し、同日付けで A 社において被保険者資格を取得している 1 人を除く 4 人が申立人と同日（同年 6 月 1 日）に被保険者資格を取得している上、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、申立人と同日に被保険者資格を取得していることが確認できる同僚 15 人のうち、連絡先が判明した 13 人に照会したところ、回答があった 8 人全員が、同年 3 月又は同年 4 月に入社したと証言していることから、申立期間当時、同社では必ずしも入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

また、上述の回答があった 8 人は、申立期間に係る給与明細書を所持しておらず、入社月の給与から厚生年金保険料が控除されていたとする証言は得られなかった。

さらに、B 社は、申立人の申立期間の保険料控除に係る資料を保管していないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認

することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8196

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 6 月 1 日から 33 年 2 月 17 日まで

私は、A事業所を退職後、脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので、申立期間について、脱退手当金の支給記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和33年5月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金は、上述のとおり昭和33年5月21日に支給決定されているが、当時は通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

中部（岐阜）厚生年金 事案 8197

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年8月30日まで
A社B工場に勤務していた昭和19年10月1日から20年8月30日までの厚生年金保険の加入期間について、脱退手当金を請求した記憶も無く、受給した記憶も無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和20年12月20日に支給決定されている上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金は、上述のとおり昭和20年12月20日に支給決定されているが、当時は通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金を受給することはできなかったことから、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。